

ちえのわ

No.78 (2017 年 5 月)

【編集・発行】 清瀬市消費生活センター運営委員会・清瀬市消費生活センター
【問い合わせ】 清瀬市消費生活センター (電話) 042 (495) 6211

消費生活センターでは消費生活相談員

が市内の自治会や団体・グループのみなさまのもとへ出向き、消費者トラブルの現状と被害の未然防止策について詳しく解説を行っています。

平成28年度は3回開催し、今年度は4月24日(月)の午前10時に旭が丘分譲住宅管理組合集会室に伺ってきました。

今回の講座では、最近多い消費者トラブルとして、架空請求メールやハガキについてお知らせするとともに、クーリング・オフの解説やクイズを行いました。参加されたみなさまは、熱心に耳を傾けてくださり、多くの質問をお受けしました。

今回は初の試みとして、プロジェクターとスクリーンを使用して解説しました。また、テレビ番組などでおなじみの「フリップ」(隠してある要点箇所の紙をめくって使うボード)を利用するなど、来場者が楽しく参加できる講座を目指しています。

清瀬市に在住・在勤・在学されている5名以上で構成された団体・グループの会場(清瀬市内)へお伺いいたします。

新手の悪質な消費者トラブルは次々に発生しており、被害に巻き込まれる方があとをたちません。これを機会にぜひ「出前講座」をご活用ください。詳しくは消費生活センターへお尋ねください。



家族が亡くなったときの 手続き

家族が亡くなったときには葬儀・法要の手配以外にも手続きがあります。
役所等への届出や相続の手続きをしなければなりません。

1 届出関係の手続き

①死亡診断書・死体検案書の手配

医師や監察医から交付してもらいます。

②死亡届の提出

亡くなったことを知った日から7日以内に親族等
が市区町村役場の戸籍担当窓口へ提出します。

【必要なもの】①の書類いずれかと届出人の印鑑

※死亡届は死亡診断書若しくは死体検案書と一体化された
様式となっています。



③火葬許可申請書の提出

死亡届と同時に市区町村役場の戸籍担当窓口へ提出します。

④世帯主変更届の提出

世帯主が亡くなり、その世帯に15歳以上の人が2人以上いる場合は、死後14日以内
に新世帯主等が住民登録のある市区町村役場の住民登録担当窓口へ提出します。

【必要なもの】届出人の印鑑と本人確認できる証明書類（免許証、パスポートなど）

⑤健康保険の資格喪失手続き

国民健康保険に加入していた場合は、死後14日以内に遺族が市区町村役場の国民健康
保険の担当窓口へ保険証を返却します。

【必要なもの】届出人の印鑑と本人確認できる証明書類（免許証、パスポートなど）
故人の国民健康保険証

なお、故人が健保組合や協会けんぽ、共済組合などの健康保険に加入していた場合は、
所属していた事業主に通知すると、その組織が手続きを行ってくれる場合がほとんど
ですが、念のため確認してください。

⑥年金受給停止手続き

国民年金は死後14日以内、厚生年金は死後10日以内に遺族が住所地の年金事務所
へ年金受給者死亡届を提出します。

【必要なもの】故人の年金証書、死亡診断書・死体検案書等のコピー、故人と手続きを
する人の住民票、戸籍謄本など

なお、障害基礎年金、遺族基礎年金、寡婦年金については市区町村の年金担当窓口へ
お問い合わせください。

⑦その他の手続き

その他、電話名義変更、公共料金名義変更、免許証返却、パスポート返却、各種クレジットカード、携帯電話解約等も忘れずに手続きを行ってください。

※各手続きの詳しい内容については、それぞれの担当窓口に確認してください。

2 相続人の確定

届出関係の手続きを終えたら相続手続きを始めましょう。

まずは遺言書の有無を確認します。次に相続人を確定するための戸籍謄本の取得です。まず、始めに取得する戸籍は亡くなった方（被相続人）の戸籍謄本等（戸籍謄本・除籍謄本・原戸籍等）です。戸籍謄本等は出生時から亡くなるまで、すべての戸籍謄本等を遡って取得する必要があります。



【戸籍謄本等を取得するには】

- ①亡くなった時の本籍地の市区町村役場で戸籍謄本・除籍謄本を全部取得します。
- ②戸籍編成日を順番に遡って本籍地が移動していれば（転籍）その本籍地の市区町村役場で取得していきます。
- ③戸籍謄本の編成日よりも亡くなった方の生年月日が後の日付ならば、その戸籍は亡くなった方の出生時の戸籍と判断されます。
- ④転籍と転籍の間が抜けていると手続きが滞りますので慎重に確認しながら順番に取得してください。
- ⑤最後に出生時から亡くなるまでの戸籍謄本等が揃っているか編成日が順番に続いているか確認をして、戸籍謄本等に抜け漏れがなければ相続人を確定できますので、相続手続きを進めてください。

※相続手続きは大変複雑ですので、弁護士・司法書士・行政書士・税理士など、それぞれの専門家にご相談ください。
(運営委員：新田)

(ちえのわNo.77「遺言書の書き方」記事の感想)

友人から聞いた相続に関するトラブル

先日、知人から相続問題の話が出て、「親族間で骨肉の争いになる場合もあると良く耳にするけど、あなたが元気なうちに、娘さん達ときちんと話し合っておいた方が良いよ」と忠告されました。

それから間もなくして、古い友人から彼女の甥が亡くなった叔母（友人の姉）の財産分与を要求して来たという話を聞きました。甥は、友人の兄の息子で、要求して来たのは、お姉さんが亡くなって一年以上経ってからのようです。

結局、甥と話し合いがつかず、裁判になったようです。友人は「姉が元気なときに、遺言書を書いて貰っておけば良かった。」と後悔していました。

私も前号の「ちえのわ」で「遺言書の書き方」を読み、娘たちが困らないように準備しようと思いました。



(運営委員：高橋)

最新情報！ご注意ください 架空請求のハガキが送られてきています！



架空請求は清瀬市で一番多い消費生活相談です。メールによる架空請求がその大半を占めていますが、最近では架空請求ハガキが送られてきています。

架空請求ハガキの特徴

- ①初めて届いたにも関わらず最終通知書と書かれ、受取人をあわてさせるために裁判取り下げ最終期日が短期間に設定されている。
- ②詳しい契約内容や契約先を明かさず至急連絡するよう促している。
- ③公的機関だと勘違いさせるような名称を使用している。
- ④個別の通知のように番号がついていますが、実際には同じ番号のものが多くの人に送り付けられている。

正式な裁判所からの通知は「特別送達」という特別な郵便方法で、原則として郵便職員が名宛人に手渡しします。ハガキや普通郵便で送付されることはありません。さらに法的な根拠もなく財産等を差し押さえられることもありません。悪質業者は不特定多数の人にハガキを送り付け、連絡をしてきた人をターゲットに金銭を要求します。

このようなハガキが届いても無視し、絶対に連絡してはいけません。対応にお困りの際は消費生活センターにご相談ください。

総合消費料金未納分訴訟最終通知書

訴訟番号 そ355

この度御通知致しましたのは、貴方の未納されました総合消費料金について契約会社、ないしは運営会社から民事訴訟として訴状の提出をされました事を御通知致します。以降、下記に設けられた裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。このまま御連絡なき場合には、原告側の主張が全面的に受理され裁判後の処置として給与の差し押さえ及び動産物、不動産物の差し押さえを執行官の立会いのもと強制的に履行させていただきますので裁判所執行官による「執行証書」の交付を承諾して頂くようお願いすると同時に債権譲渡証明書を一通郵送させていただきますので、ご了承下さい。民事訴訟及び、裁判取り下げ等の御相談に関しましては当局にて受け賜っておりますので職員までお問合せ下さい。尚、書面での通達となりますので、プライバシー保護の為、必ず御本人様から御連絡頂きますようお願い申し上げます。以上を持ちまして、最終通達とさせていただきます。

裁判取り下げ最終期日 平成29年4月21日

民事訴訟管理センター

〒102-8688

東京都千代田区九段南1-6-1

消費者相談窓口 03-5656-1111

受付時間 9:00~20:00

見本

清瀬市消費生活センター

〒204-0021 東京都清瀬市元町1-4-17

【電話】042(495)6211

【FAX】042(495)6221

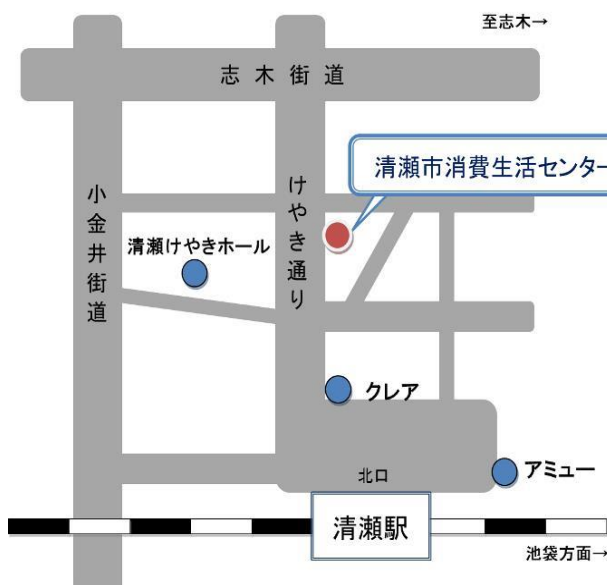
【開館時間】午前9時～午後10時(月～土曜日)

消費生活相談

【相談専用電話】042(495)6212

【相談時間】午前10時～午後4時(正午～午後1時を除く)月～金曜日(祝日・年末年始を除く)

※「ちえのわ」の音訳CDを製作しています。
ご希望の方はご連絡下さい。



使用済み小型家電回収ボックスがあります。対象は20品目です。